

福 山 市 營 渡 船

事 故 處 理 基 準

# 事故処理基準

2024年（令和6年）4月1日  
福山市

## 目次

|     |           |       |   |
|-----|-----------|-------|---|
| 第1章 | 総則        | ..... | 1 |
| 第2章 | 事故等発生時の通報 | ..... | 1 |
| 第3章 | 事故の処理等    | ..... | 3 |

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当市の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当市の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の援助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

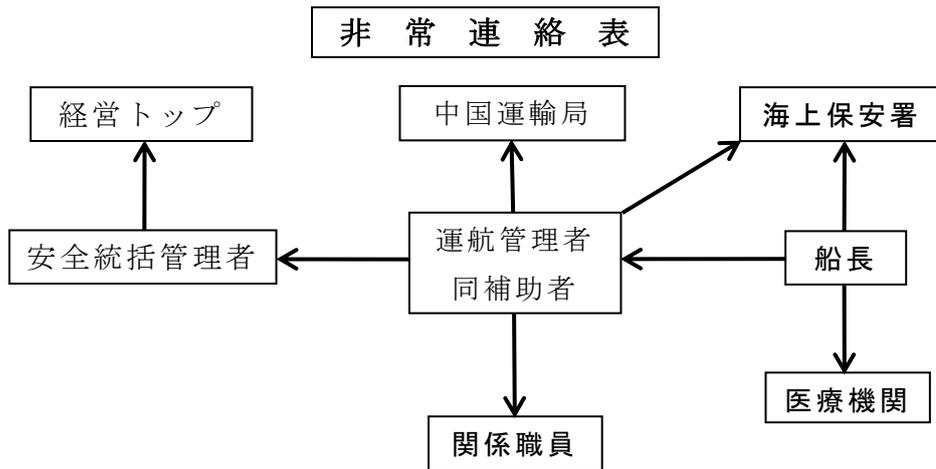
## 第 2 章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したことから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したのから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、停滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定すること

ができる。



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名    ② 日時    ③ 場所    ④ 事故等の種類    ⑤ 死傷者の有無  
⑥ 救助の要否    ⑦ 当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

| 事故等の種類 | 連 絡 事 項  |
|--------|--|
| a 衝突   | ① 衝突の状況（衝突時の両船の進路速力等）<br>② 船体の損傷状況<br>③ 浸水の有無（あるときはそのd項）<br>④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）<br>⑤ 自力航行の可否<br>⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名（できれば住所連絡先）<br>⑦ 相手船の状況（船体損傷状況、死傷者の有無、救助の要否等）             |
| b 乗揚げ  | ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）<br>② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況<br>③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響<br>④ 船体の損傷<br>⑤ 浸水の有無（あるときはd項）<br>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否<br>⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除処置） |
| c 火災   | ① 出火場所及び火災状況<br>② 出火原因<br>③ 船体の損傷状況<br>④ 消火作業の状況<br>⑤ 消火の見通し   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| d 浸水                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水箇所及び浸水の原因</li> <li>② 浸水量及びその増減の程度</li> <li>③ 船体の損傷状況</li> <li>④ 浸水防止の作業の状況</li> <li>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</li> <li>⑥ 浸水防止の見通し</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）</li> </ul> |
| e 強取、殺人傷害、暴行等の不法行為  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の種類</li> <li>② 事件発生の発端及び経緯</li> <li>③ 被害者の氏名、被害状況</li> <li>④ 被害者の人数、氏名等</li> <li>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等</li> <li>⑥ 処置状況等</li> </ul>                             |
| f 人身事故<br>(行方不明を除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生状況</li> <li>② 死傷者数又は疾病者数</li> <li>③ 発生原因</li> <li>④ 負傷又は疾病の程度</li> <li>⑤ 応急手当の状況</li> <li>⑥ 緊急下船の必要性の有無</li> </ul>  |
| g 旅客、乗組員等の行方不明      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行方不明が判明した日時及び場所</li> <li>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）</li> <li>③ 行方不明者の氏名等</li> <li>④ 行方不明者の遺留品等</li> </ul>  |
| h その他の事故            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の状況</li> <li>② 事故の原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>  |
| i インシデント            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① インシデントの状況</li> <li>② インシデントの原因</li> <li>③ 措置状況</li> </ul>  |

### 第 3 章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体保全のために船長が講ずべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ④ 二次災害及び被害者拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視

- ③ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ④ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故発生を知ったとき又は船の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次のとおりとする。

2 事故処理の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

事 故 処 理 組 織 表

|                                       | 職 務   |
|---------------------------------------|---|
| 経営トップ                                 | 総指揮   |
| 安全統括管理者                               | 総指揮補佐又は総指揮  |
| 運航管理者                                 | 総指揮補佐又は総指揮  |
| 救難対策班<br>班長 渡船管理事務所長<br>班員 運航管理補助者    | 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び、関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関すること。    |
| 旅客対策班<br>班長 観光戦略課推進担当次長<br>班員 観光戦略課職員 | 旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること。                   |
| 庶務対策班<br>班長 観光戦略課戦略担当次長<br>班員 観光戦略課職員 | 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への対応（発表を除く。）、救援関係物資の調達、補給、その他庶務に関すること。 |

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは乗船者に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。船長から連絡を受けた運航管理者は、船長の措置を援助し又は当該措置を引き継ぐものとする。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因調査を行うとともに、事件の対象となる場所及び物品の保存に務めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

| 職名   | 担当者              |
|------|------------------|
| 委員長  | 経営トップ            |
| 副委員長 | 安全統括管理者<br>運航管理者 |
| 委員   | 渡船管理事務所長         |
| 〃    | 観光戦略課推進担当次長      |
| 〃    | 運航管理補助者          |

非常連絡表 (第3条、第9条関係)

| 名称      | 電話番号              |               |
|---------|-------------------|---------------|
| 中国運輸局   | 尾道海事事務所           | 0848-23-5235  |
|         | 〃 (休日・夜間)         | 080-1935-7186 |
| 福山海上保安署 |                   | 084-943-5999  |
| 南消防署    | 鞆出張所              | 084-983-5119  |
| 経営トップ   | 文化観光振興部長          | 084-928-1042  |
| 安全統括管理者 | 観光戦略課長            | 084-928-1042  |
| 運航管理者   | 委託事業者 (有) Aライン船長① | 084-982-2115  |
| 運航管理補助者 | 委託事業者 (有) Aライン船長② | 084-982-2115  |
| 同上      | 委託事業者 (有) Aライン船長③ | 084-982-2115  |
| 同上      | 鞆支所長兼渡船管理事務所長事務取扱 | 084-982-2660  |
| 同上      | 観光戦略課推進担当次長       | 084-928-1042  |
| 同上      | 観光戦略課市営渡船担当       | 084-928-1042  |
| 医療機関    | 藤井病院              | 084-982-2431  |
| 医療機関    | 徳永医院              | 084-983-5050  |
| 医療機関    | 沼南医院              | 084-982-2044  |